

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年三月二十四日奈良県指令高土第三一―二九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年八月十三日高土第九六六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年八月十三日高土第四〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市北今市五丁目五三四番一、五三四番四、五三四番五、五三四番六、五三四番

七及び五三五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市田尻二六二番三号

株式会社柴田住建 代表取締役 岩本英二郎

香芝市北今市五丁目五三四番地一

乾泰夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市五丁目五三四番一

下水道 香芝市北今市五丁目五三四番一の一部